

第214回 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会議事要旨

日 時：令和4年9月15日（木） 13時15分～14時51分

場 所：大会議室（Web会議）

出席者：金久議長、前田(明)、平川、原田、金高、田巻、濱田、前阪、山田、中村(夏)、高井、中垣内、中本、和田、高橋、前田(博)、安田、小澤、萬久、藤田、沼尾、北村、森(克)、関の名評議員

陪席者：秋元監事、小林監事、元明、佐々木、川崎、有馬(康)、川西、瀬戸口、竹下の各課長、有馬(規)監査室長、あべ松室長、仮屋蘭副課長

欠席者：国重評議員、竹中評議員

議 事：

1. 第213回議事要旨確認

確認資料1に基づき原案どおり確認した。

2. 学長諮問

なし

3. 学長報告

(1) 学長選考・監察会議委員の選考について

学長から、7月21日に開催した第213回教育研究評議会において諮問した学長選考・監察会議の学内委員の選考に関して、評議員からの推薦状況を尊重したうえで、以下の6名を選考したと報告があった。

- ・前田 明 理事（教務・学生・研究・国際交流担当）・副学長
- ・平川 康弘 理事（組織・運営担当）・副学長・事務局長
- ・原田 耕藏 理事（社会連携担当）
- ・金高 宏文 学長補佐（教育担当）
- ・田巻 弘之 学長補佐（学術研究・情報担当）
- ・濱田 幸二 学長補佐（競技力向上・国体担当）

(2) 教員（スポーツ・武道実践科学系：教授）の昇任選考について

学長から、教員（スポーツ・武道実践科学系：教授）の昇任選考に関して、教員選考特別委員会から候補者が教授への昇任基準に満たなかったと報告があったこと、そのため当該昇任選考については鹿屋体育大学教員選考規則第7条に基づく評議会での昇任の可否の審議は行わないことが報告された。

(3) 教員の人事について

- ・スポーツ生命科学系主任について

学長から、スポーツ生命科学系の系主任について、現・系主任である安田先生より交代の相

談があったことが報告された。系主任については、系規則において原則としてセンター長等と兼任できないこととしており、安田先生には保健管理センター所長と兼任してもらっているため、その点を踏まえて執行部で検討中であること、また、今後は当該系からの系主任の推薦等を踏まえ対応し、任命した場合は速やかに評議会において報告することが申し添えられた。

・退職希望について

学長から、スポーツ生命科学系の村田先生より今年度末までで退職したい旨の申出があったことが報告された。

4. 審議事項

(1) 教員（スポーツ生命科学系：教授）の昇任選考について

安田教員選考特別委員会委員長から資料1-1及び1-2に基づき昇任選考の経過の説明があり、投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の教授昇任が了承された。

(2) 教員（スポーツ人文・応用社会科学系：教授）の昇任選考及び大学院体育学研究科担当教員の認定について

山田教員選考特別委員会委員長から資料2-1及び2-2に基づき昇任選考の経過の説明があり、続いて、前田研究科担当教員審査特別委員会委員長から資料2-1、2-2及び参考資料に基づき研究科担当教員としての資格審査の状況の説明があった。投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の教授昇任が了承された。

(3) 教員（スポーツ人文・応用社会科学系：准教授）の昇任選考について

北村教員選考特別委員会委員長から資料3-1及び3-2に基づき昇任選考の経過の説明があり、投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の准教授昇任が了承された。

(4) 教員（スポーツ生命科学系：講師（スポーツ科学（スポーツ栄養学）領域））の採用選考及び大学院体育学研究科担当教員の認定について

安田教員選考特別委員会委員長から資料4-1及び4-2に基づき昇任選考の経過の説明があり、続いて、前田研究科担当教員審査特別委員会委員長から資料4-1、4-2及び参考資料に基づき研究科担当教員としての資格審査の状況の説明があった。投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の講師採用が了承された。

(5) 大学院体育学研究科担当教員の認定について

前田研究科担当教員審査特別委員会委員長から資料5-1、5-2及び参考資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(6) 教員選考特別委員会の設置について

学長から資料6-1及び6-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 客員教員の選考について

学長から資料7-1及び7-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(8) 鹿屋体育大学情報セキュリティポリシーの制定等について

川崎国際・学術情報課長から、資料8-1～8-4及び参考資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(9) 国立大学法人鹿屋体育大学公益通報者の保護に関する規則の一部改正について

川西総務課長から、資料9-1、9-2、参考資料1及び2に基づき説明があり、種々意見交換ののち、審議の結果、原案どおり了承された。

(10) 鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則の一部改正について

川西総務課長から、資料10-1、10-2及び参考資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(11) 特任職員の業務内容の変更について

学長から、資料11-1及び11-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

5. 報告事項

(1) 令和5年度一般選抜学生募集要項について

元明教務課長から、報告資料1-1及び1-2に基づき報告があった。

(2) 令和5年度概算要求について

平川理事（組織・運営担当）から、報告資料2及び参考資料に基づき報告があった。

6. その他

(1) 次回の開催日程について

次回の教育研究評議会は、令和4年10月20日(木)13時15分から開催することとした。

以上